

# 品質・衛生管理に係る認証等取得補助金交付実施要領

平成28年3月29日

27中事業第925号

最終改正 平成30年1月10日

29中事業第719号

## (趣旨)

第1条 この要領は、品質・衛生管理に係る認証等取得補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

## (補助金申請受付期間)

第2条 補助金申請受付は、平成30年8月1日から平成32年11月30日までとする。

## (品質・衛生管理に関する第三者認証等の種類)

第3条 要綱第5条第1項に規定する品質・衛生管理に関する第三者認証等（以下「認証等」という。）は、別表第1に掲げるものとする。

## (補助対象経費の範囲)

第4条 要綱第7条第1項各号に規定する補助対象経費の範囲は、別表第2に掲げるものとする。

## (審査方法)

第5条 要綱第10条第1項に規定する補助金の交付申請に係る知事の審査は、申請書類及び現地調査結果に基づき、次の各号に掲げる項目について評価し、総合的に行う。

- 一 補助対象事業の目的が明確であること。
  - 二 補助対象事業の実施体制に、申請者が法人の場合はその役員が、申請者が個人の場合は申請者本人が含まれていること。
  - 三 補助対象事業の内容及び実施スケジュールが、現状の品質・衛生管理の実施状況を踏まえたものであること。
  - 四 補助対象経費の内容及び額の算定根拠が補助対象事業の目的達成のために合理的かつ経済的であること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、申請の内容が要綱及びこの要領の規定を満たしていること。
- 2 知事は、前項の審査に必要があると認めるときは、品質・衛生管理の外部有識者に意見を求めることができる。

## (変更等の承認方法)

第6条 要綱第12条第1項各号に規定する変更等承認申請に係る知事の承認は、前条の規定に準じて行う。

## 附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年1月10日から施行する。

別表第1（第3条関係）

認証等の名称	認証等の運営主体
東京都食品衛生自主管理認証制度	東京都
総合衛生管理製造過程承認制度	厚生労働省
対EU輸出水産食品取扱施設認定	厚生労働省、水産庁
対米輸出水産食品取扱施設認定	厚生労働省
水産食品加工施設 HACCP 認定制度	一般社団法人大日本水産会
I S O 2 2 0 0 0	国際標準化機構
F S S C 2 2 0 0 0	The Foundation of Food Safety Certification
J F S M ( J F S - A 、 J F S - B 、 J F S - C )	一般財団法人食品安全マネジメント協会
I S O規格と組み合わされたH A C C P認証	民間審査機関等
その他上記に準ずる認証等で知事が認めるもの	

別表第2（第4条関係）

補助対象経費の種類	補助対象経費の範囲
必要な助言等を外部専門家へ委託するために要する経費	1 外部専門家に支払う費用（認証等の取得日までに発生する費用）
必要な検査（細菌検査、残留農薬検査等）に要する経費	1 外部検査機関に検査を依頼するための費用（検体の送料は含まない。） 2 施設で使用する検査・測定に要する機材、機器（ふき取り機材、ATP検査機器、試験紙、温度計、金属探知機）の購入費
原材料又は製品出荷元への監査、自施設に類似する他施設への視察等に必要な経費	1 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃※ 職員の旅費に関する条例（昭和26年6月14日条例第76号）の規定に準ずる額とする。 2 宿泊料※ 1人1泊につき10,000円を補助金の上限額とする。 ※ 最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の経費とする。
従業員研修に必要な講師費用、教材費及びセミナー参加に要する経費	1 講師謝礼金 2 教材費（品質・衛生管理等に関する書籍代） 3 有料セミナーの参加費（交通費、宿泊費は含まない。）
認証等の審査機関による審査・登録に要する経費	1 審査機関に支払う費用
知事が特に必要と認める経費	